

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

無線設備の規格コード		無線設備の規格コード	
無線設備の規格コード		無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備又は同条第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	N R R C	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備	T D N I R C
設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項又は同条第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G R C	設備規則第49条の6の12第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G I R C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N R 2 R	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつてシグナルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の無線設備	T D N 2 R C
設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）及び第7項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 2 R C	設備規則第49条の6の12第2項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局の無線設備	L 5 G 2 R C
設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）	F D N R R C	設備規則第49条の6の13第1項（第1号、第2号及び第4号に係る部分に限る。）	F D N R R C

[略] [略]	部分に限る。)に規定する陸上移動局の無線設備 [同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

（経過措置）

- 1 この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定は、この告示の施行日以後に免許の申請が行われた無線局の無線設備について適用する。
- 2 令和九年三月三十一日までに免許の申請が行われた無線局の無線設備の規格コードについては、この告示による改正後の平成三十年総務省告示第三百五十六号別表第二十三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。